

水道の漏水事故等における使用水量の認定基準

平成29年4月

伊那市水道部

	漏水箇所又は原因	認定水量及び条件
1	使用者等による善良な管理にもかかわらず、地下や壁中など発見困難と認められるもの	次のいずれか少ない水量で認定する。 ①漏水水量の2分の1の水量を、検針水量から控除した水量をもって認定水量とする。 ②平時水量の2倍の水量をもって認定水量とする。ただし、平時水量が20m ³ 未満の場合は20m ³ を認定水量とみなす。 伊那市水道事業指定給水装置工事事業者（「指定工事店」という。）からの漏水修理認定伝票（使用者の押印、漏水状況写真添付）の提出を要する。
2	受水槽、高架水槽のボールタップ及びクーリングタワーの故障によるもの	異常警報装置の設置を条件に、同一使用者1回に限り、1の①により認定することができる。 指定工事店からの漏水修理認定伝票（使用者の押印、現況写真添付）及び異常警報装置設置証明書の提出を要する。
3	水道部又は指定工事店の責任に帰するもの ①給水施設の新設、改造又は修理に起因する漏水（竣工1年以内のもの） ②修理着手遅延（概ね2週間以上） ③メーターの取替に起因する漏水 ④その他	原因の発生から、当該事由による漏水が停止するまでの期間に発生したと推測される漏水水量を、検針水量から控除した水量をもって認定水量とする。
4	使用者等の管理責任によるもの ①給水栓の不良及び誤操作 ②給水装置の不良及び誤操作 ③不正工事によるもの ④漏水箇所判明後の修理の怠慢 ⑤その他	原則として、使用水量の認定は行わない。 ただし、次のいずれかによる場合は1により認定することができる。上下水道料金等減免申請書の提出（状況写真添付）を要する。 ①不特定多数の使用により、善良な管理ができなかった場合 ②長期不在で（概ね2週間以上）、善良な管理にもかかわらず漏水に気づくのが遅れた場合 ③使用者又はその世帯員が、障がい又は要介護の状態にあり管理ができなかった場合 ④地下や壁中など発見困難な箇所であり、専門業者でなければ対応できない機器であるため、指定工事店以外の業者により修理を行った場合（事実を証する書類の提出を要する。） ⑤その他、予測できない公益上の特別な理由がある場合

(1) 上下水道料金等減免申請書（水道事業納付金減免申請書）の提出をもって行う。ただし、指定工事店から漏水修理認定伝票（使用者の押印及び漏水状況等の写真添付が必要）の提出をもって当該申請とみなす。

審査のうえ減免の処分を決定し、申請者に通知する。

(2) 使用水量の認定期間

漏水が2検針期間以上にわたる場合は、最も漏水量の多い1検針期間を対象とする。ただし、表中1又は3に該当し、市長が特に認めた場合は、2検針期間まで対象とすることができる。

また、表中2、4に該当する場合は、原則として同一箇所又は原因では、再認定しない。

(3) 平時水量の算出方法（ m^3 未満は切り捨て）

- ・前2期分の使用水量（4ヶ月間）の平均使用水量
- ・前年同期の使用水量（4カ月間）の平均使用水量
- ・使用実績のない場合は、修理完了後の使用状況による。

上記の中で最も適切な使用水量を平時水量とする。

(4) 漏水水量の算出方法（ m^3 未満は切り捨て）

検針水量から平時水量を控除した水量とする。

(5) この基準は、平成29年4月の検針分より適用するものとする。

【根拠条例】

伊那市水道事業給水条例（平成18年3月31日条例第204号）

（料金、加入金、手数料等の減額又は免除）

第35条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき保護を受ける世帯に属する過入金
- (2) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
- (3) 不可抗力による漏水に起因する料金
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が公益上その他特別の理由があると認めたもの